

# あなたの街の 最低賃金 はいくら!?

最低賃金とは、国が法に基づいて定める賃金の最低額です。

2018年  
10月1日から

**徳島県**の

地域別最低賃金は

**766** 時給  
円

午後10時～午前5時に  
勤務する場合  
深夜割増25%を加算

**958** 時給  
円

**深夜 時間外 休日** に働くと、

**割増賃金**が適用される場合があります。

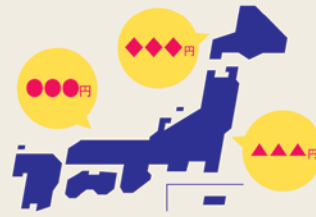
なんですって!?



それ、本当なの?



都道府県  
ごとに  
毎年見直し



**下回ったら  
法律違反!**

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。この額を下回ると法律違反です。下回った場合、その差額を請求できます。

業種によっては  
**より高い  
最低賃金**が  
適用される  
場合も!

派遣先の最低賃金を適用



派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の最低賃金が適用されます。

まずは裏面で  
**チェック!**

詳しくは  
ご相談を!



クラシノ  
ソコアケ  
応援団!

RENGOキャンペーン  
—入りとりが主役です。

おかしいな?と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ



いこうよれんごうに  
**0120-154-052**

